

補助金調書

補助金名	民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等)			担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども家庭課 (TEL 092-711-4238)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	民間社会福祉法人		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		4月から6月頃		
(公募の場合) 応募要件	民間社会福祉法人(児童福祉施設、乳児院又は母子生活支援施設の設置者)					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和54	年度	経過年数	37	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	民間社会福祉法人(児童福祉施設、乳児院又は母子生活支援施設の設置者)は、社会福祉法第2条に規定する「第一種社会福祉事業」を経営しており、本市の児童福祉のための活動を実施している。このような民間社会福祉法人の運営を支援することにより、児童福祉の増進を図る。					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (1)職員数比例割額(45,000円×職員数) (2)職員加配分2,672,500円を年額とする。ただし、国の新基準に対応したところはその時点で月割りとする。 (3)職員研修費 研修費について1人あたり、3日間以上は131千円、2日間は33千円を上限として、交付				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(7) 件	7 件	7 件		
	30,328 千円	(32,234) 千円	31,911 千円	32,001 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	児童福祉施設職員の処遇改善や研修受講促進					
補助金交付 による効果	民間社会福祉法人の施設運営に係る経費を支援することにより、本市の児童福祉の増進に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。